

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成25年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成25年1月11日

世 田 谷 区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

「外国人児童・生徒および保護者に対する日本語指導等補助委託」

#### (2) 業務内容

##### ①外国人児童・生徒に対する日本語指導等

ア 日本語習得の指導補助

イ 日本の生活習慣等を身につけるための指導補助

ウ 学校における通訳

②日本語での意思疎通ができない保護者に対し、学校への通学上必要不可欠の事項を通訳して伝達する。

ア 学校における通訳

イ 通信手段による翻訳

#### (3) 履行期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

### 2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。

(3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。

(5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

#### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 対応可能な言語の種類
- (2) カリキュラム及び教材の内容
- (3) 日本語指導等補助員の経歴等資質（有している資格、実務経験年数等）
- (4) 日本語指導等補助員の採用方法・採用基準
- (5) 日本語指導補助員の研修体制
- (6) 業務の実施体制（労務管理、緊急時の連絡体制等）
- (7) 日本語指導等補助業務に係る受託実績
- (8) 経費見積

#### 5 手続等

##### (1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号  
世田谷区教育委員会事務局教育指導課（第2庁舎3階36番窓口）  
電話 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041

##### (2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

- ア 期間 平成25年1月11日から平成25年1月25日  
土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時
- イ 場所 (1)に同じ。
- ウ 方法 希望者に直接無償交付する。

##### (3) 参加表明書の配布・受付期間、場所及び方法

- ア 期間 上記(2)アに同じ。
- イ 場所 (1)に同じ。
- ウ 方法 持参又はファクシミリによる。

##### (4) 提案書の受領期限並びに場所及び方法

- ア 受領期限 平成25年2月8日（金）午後5時まで
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参に限る。

#### 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 詳細は提案条件説明書による。